

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 登録条例第4条第1項の規定による解散の届出を受理し、同条第4項の規定により通知すること。</p> <p>(15)・(16) [略]</p> <p>(17) 任用規則第8条第3号に規定する転任を承認すること。ただし、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第3条第2項の規定に基づく級別職務区分表（<u>昭和60年岩手県人事委員会告示第4号</u>）並びに「企業職員に係る選考基準について」の通知（昭和60年12月24日付け人委職第165号）別表第1及び別表第2に定める職務区分表に掲げる職務の級である職のうち、次に掲げる職務の級（以下「委員会付議級」という。）である職に係るものを除く。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>(18)～(31) [略]</p> <p>(32) 級別職務区分表の1行政職給料表の備考1、2公安職給料表の備考1、<u>4教育職給料表(1)の備考1</u>、<u>5教育職給料表(2)の備考1</u>、<u>6研究職給料表の備考1</u>、<u>7医療職給料表(1)の備考1</u>、<u>8医療職給料表(2)の備考1</u>及び<u>9医療職給料表(3)の備考1</u>の規定により職員の職務の級の決定について承認すること。</p> <p>(33)～(35) [略]</p> <p>(36) 「<u>超過勤務手当の運用について</u>」の通知（平成22年3月31日付け人委職第337号）その他の事項第2項の規定により協議に応ずること。</p> <p>(37) [略]</p> <p>(38) [略]</p> <p>(39) [略]</p>	<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 登録条例第4条第1項の規定による解散の届出を受理し、同条第4項<u>において準用する登録条例第3条</u>の規定により通知すること。</p> <p>(15)・(16) [略]</p> <p>(17) 任用規則第8条第3号に規定する転任を承認すること。ただし、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第3条第2項の規定に基づく級別職務区分表（<u>平成18年岩手県人事委員会告示第3号</u>）並びに「企業職員に係る選考基準について」の通知（昭和60年12月24日付け人委職第165号）別表第1及び別表第2に定める職務区分表に掲げる職務の級である職のうち、次に掲げる職務の級（以下「委員会付議級」という。）である職に係るものを除く。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>(18)～(31) [略]</p> <p>(32) 級別職務区分表の1行政職給料表の備考1、2公安職給料表の備考1、<u>3教育職給料表(1)の備考1</u>、<u>4教育職給料表(2)の備考1</u>、<u>5研究職給料表の備考1</u>、<u>6医療職給料表(1)の備考1</u>、<u>7医療職給料表(2)の備考1</u>及び<u>8医療職給料表(3)の備考1</u>の規定により職員の職務の級の決定について承認すること。</p> <p>(33)～(35) [略]</p> <p>(36) [略]</p> <p>(37) [略]</p> <p>(38) [略]</p>

(40) [略]

(41) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号。以下「期末手当等規則」という。）  
第14条ただし書の規定により協議に応ずること。

(42) [略]

(43) へき地手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）第2条ただし書の規定によりへき地学校を告示により指定すること。

(44) [略]

(45) [略]

(46) [略]

(47) [略]

(48) [略]

(49) [略]

(50) [略]

(51) [略]

(52) [略]

(53) 「任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例の運用について」の通知（平成12年10月12日付け人委職第168号）条例第5条第5項及び規則第7条関係第2項の規定により協議に応ずること。

(54) [略]

(55) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付一般職員採用法」という。）第3条第3項の規定により同条第2項に規定する職員の採用について承認すること。ただし、委員会付議級に係るものを除く。

(56) [略]

(57) [略]

(58) [略]

(59) [略]

(60) [略]

(61) [略]

(62) [略]

(63) [略]

(64) [略]

（総括課長専決事項）

第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(39) [略]

(40) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号。以下「期末手当等規則」という。）  
第14条第1項ただし書の規定により協議に応ずること。

(41) [略]

(42) へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）第2条ただし書の規定によりへき地学校、  
準へき地学校又は指定学校を告示により指定すること。

(43) [略]

(44) [略]

(45) [略]

(46) [略]

(47) [略]

(48) [略]

(49) [略]

(50) [略]

(51) [略]

(52) 「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例の運用について」の通知（平成12年10月12日付け人委職第168号）条例第5条第5項及び規則第7条関係第2項の規定により協議に応ずること。

(53) [略]

(54) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付一般職員採用法」という。）第3条第3項の規定により同条第2項に規定する職員の採用について承認すること。ただし、委員会付議級に係るものを除く。

(55) [略]

(56) [略]

(57) [略]

(58) [略]

(59) [略]

(60) [略]

(61) [略]

(62) [略]

(63) [略]

（総括課長専決事項）

第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 担当課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する  
と。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 登録条例第4条第1項の規定による規約等の変更を受  
理し、同条第4項の規定により通知すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) 初任給等規則第38条の規定により昇給について承認す  
ること。

(20) [略]

(21) [略]

(22) 初任給等規則別表第6アの備考第3項の規定により初  
任給の額について承認すること。

(23) 初任給等規則別表第6カの備考の規定により学歴免許  
等欄の区分の適用について承認すること。

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) 「職員の昇格の実施基準について」の通知(昭和60年  
12月24日付け人委職第146号)第3第1項の規定により同  
格とみなされる在職年数又は在級年数について承認する  
こと。

(29) [略]

(4) 担当課長の休暇その他の服務に関すること。

(5) 担当課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(6) 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関するこ  
と。

(7) 職員の自己啓発等休業の承認に関すること。

(8) 職員の配偶者同行休業の承認に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) 登録条例第4条第1項の規定による規約等の変更の届  
出を受理し、同条第4項において準用する登録条例第3  
条の規定により通知すること。

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) 初任給等規則第38条第1号又は第2号の規定により昇  
給について承認すること。

(26) [略]

(27) [略]

(28) 初任給等規則別表第6アの備考3の規定により初任給  
の額について承認すること。

(29) 初任給等規則別表第6カの備考2の規定により学歴免  
許等欄の区分の適用について承認すること。

(30) [略]

(31) [略]

(32) [略]

(33) [略]

(34) 「職員の昇格の実施基準について」の通知(平成18年  
3月31日付け人委職第210号)第3第1項の規定により同  
等とみなされる在職年数又は在級年数について承認する  
こと。

(35) [略]

(30) [略]

(31) 「給料の特別調整額に関する規則等の規定に基づく校長及び教頭の指定について」の通知（平成8年12月24日付け人委職第200号）第1項の規定に基づき任命権者が定める学校について承認すること。

(32) [略]

(33) [略]

(34) [略]

(35) [略]

(36) 単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号。以下「単身赴任手当規則」という。）第5条第3項第1号、第2号及び第4号並びに「単身赴任手当に関する規則の運用について」の通知（平成2年3月29日付け人委職第252号。以下「単身赴任手当通知」という。）規則第5条関係第4項第1号及び第2号の規定により職務の遂行上住居を移転せざるを得ない職員であることを承認すること。

(37) 単身赴任手当規則第5条第3項第3号及び第5号の規定により職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができない職員であることを承認すること。

(38) 単身赴任手当通知規則第5条関係第4項第7号の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上特に必要がある職員であることを承認すること。

(39) [略]

(40) 「期末手当及び通勤手当に関する規則の運用等について」の通知（昭和39年1月31日付け39岩人委業第21号。以下「期末手当等運用通知」という。）第14項第5号の規定により協議に応ずること。

(41) 期末手当等運用通知第21項第6号の規定により協議に応ずること。

(42) [略]

(43) [略]

(44) [略]

2 [略]

(36) [略]

(37) 「給料の特別調整額に関する規則等の規定に基づく校長、副校長及び教頭の指定について」の通知（平成8年12月24日付け人委職第200号）第1項の規定に基づき任命権者が定める学校について承認すること。

(38) [略]

(39) [略]

(40) [略]

(41) [略]

(42) 単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号。以下「単身赴任手当規則」という。）第5条第3項第2号、第3号及び第5号並びに「単身赴任手当に関する規則の運用について」の通知（平成2年3月29日付け人委職第252号。以下「単身赴任手当通知」という。）規則第5条関係第5項第1号及び第6号の規定により職務の遂行上住居を移転せざるを得ない職員であることを承認すること。

(43) 単身赴任手当規則第5条第3項第4号及び第6号並びに単身赴任手当通知規則第5条関係第5項第2号の規定により職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができない職員であることを承認すること。

(44) 単身赴任手当通知規則第5条関係第5項第9号の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上特に必要がある職員であることを承認すること。

(45) [略]

(46) 「期末手当及び通勤手当に関する規則の運用等について」の通知（昭和39年1月31日付け39岩人委業第21号。以下「期末手当等運用通知」という。）第15項第5号の規定により協議に応ずること。

(47) 期末手当等運用通知第23項第6号の規定により協議に応ずること。

(48) [略]

(49) [略]

(50) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。